

薬剤部 DI ニュース

★ 向精神薬 処方制限 見直しのお知らせ ★

平成20年度診療報酬改定において、向精神薬の処方制限見直しが行われ、平成20年4月1日より、1回に14日分しか処方出来なかった向精神薬のうち症状が安定している患者に使用する薬剤について、30日分まで処方が可能になりました。

H20. 4. 1より投与期間が 14日分→30日分に変更になる向精神薬	H20. 4. 1以降も投与期間が 14日分を限度とする向精神薬
<ul style="list-style-type: none"> ・ドラル錠15mg ・トリアゾラム錠0. 125mg ・ハルシオン錠0. 25mg ・マイスリー錠5mg ・マイスリー錠10mg ・ロヒプノール錠1mg 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイアアップ坐剤4mg ・ダイアアップ坐剤6mg ・ダイアアップ坐剤10mg ・レペタン坐剤0. 2mg ・レペタン坐剤0. 4mg

※院内正式採用薬のみ記載

また、今回見直しがなく、従来どおりの処方制限となるのは下記の薬剤となります。

1回30日分を限度とする向精神薬	1回90日分を限度とする向精神薬
<ul style="list-style-type: none"> ・コンスタン錠0. 4mg ・メイラックス錠1mg ・ベゲタミンA錠 	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドセン錠0. 5mg ・セルシン錠2mg ・セルシン錠5mg ・フェノバル散 ・ヒダントールD錠

※院内正式採用薬のみ記載

○麻薬(緩和ケアに用いられるもの)に関しても、投与日数の見直しがありました。
院内医薬品集をご参照下さい。

○入院処方箋についてはいずれの薬剤も原則14日分までの処方となります。
(退院処方はこの限りではない)

(薬剤部 荻尾)